

I. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉 大学全体

a. 建学の経緯と建学理念

学校法人神戸学院は 2012（平成 24）年に創立 100 周年を迎える。

その歴史は、神戸市兵庫区に森わさ女史が私立森裁縫女学校を創設した 1912（明治 45）年に遡る。以来、森わさ女史の長男である森茂樹博士が男女共学 4 年制の神戸学院大学を 1966（昭和 41）年に創設するまでの 50 余年間、学校法人神戸学院の主な領域は女子教育の分野にあった。

森茂樹博士は熊本県立医科大学（現熊本大学医学部）に教授として在職中に、体質医学研究所創設を立案・推進して成功したことに窺えるように、その生涯を貫く念願は日本人の体質改善を通じた日本と日本文化の発展であった。森は山口医科大学（現山口大学医学部）学長を退職の後、自らが理事を務める実母森わさの創設した学校法人神戸森学園（当時）の理事会に、男女共学の 4 年制大学の設立を発議し、理事会の承認および文部省の認可を得て、神戸学院大学を創設した。

森は文部省へ提出した神戸学院大学栄養学部の設置認可申請書において、大学教育の目的につき「現在のごとき複雑多様な人類社会の現状において優れた日本文化の発達を期し、世界文化の発展に寄与するには、大学教育の振興が重視せられるべきである。」と述べた上で、神戸学院大学の建学の理念を「人文社会学を修め、広くかつ高い人生観・社会観を基盤とする人間育成につとめると共に一層高度の専門学の学理の修得と研究の実践とによって旺盛な真理愛好精神の涵養に精進」するところにあると述べ、本学が育成する人材像を「自主的で個性の発達した良識ある社会人」とした。

本学はこうして、「真理愛好・個性尊重」を建学の精神（資料 23、資料 25、資料 26、資料 87、資料 88）とし、「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を教育目標（資料 23、資料 25、資料 88）として、栄養学部のみを置く大学として現在の地に開学した。その後、法学部法律学科、経済学部経済学科など 6 学部を新たに設置し、7 学部 8 研究科を擁する総合大学に成長した。また、神戸市西区のキャンパスに加えて、神戸市長田区と神戸市中央区にも新しいキャンパスを開設して、現在に至っている。

b. 大学および大学院の目的の明確化

1966（昭和 41）年に「神戸学院大学学則」（資料 79）、1974（昭和 49）年に「神戸学院大学大学院学則」（資料 79）を、それぞれ制定した。学校教育法第 83 条第 1 項の規程に沿って大学の目的（学則第 1 条）を「建学の理念と意義深い伝統に基づき学術の中心として広く高い教養と豊かな専門の知識と技能とを授け、もつて民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成すること」と定めた。また、

大学院の目的（大学院学則 第1条）を「社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めた。

c. 大学憲章の制定と学部・研究科の目的の明確化

創設時以来の建学の精神に加え、2007（平成19）年10月に、本学の未来への方向性を示す指針として「神戸学院大学憲章」（以下「大学憲章」という。）（資料86）、を制定し、本学の全構成員が共有する教育の基本理念として「生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育」「生涯にわたり高い専門性を修得できる教育」「グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」を掲げた。これらの理念は、地域に根差した法曹の育成を目指す法科大学院の開設、地域の医療・福祉活動の中心となる人材育成を目指す総合リハビリテーション学部の創設、地域の防災および社会貢献を支える人材育成を目指す防災・社会貢献ユニットの開始、地域に開かれたキャンパスの構築を目指すポートアイランドキャンパスの開設など、本学の近年の諸活動のバックボーンとなるものである。

また、2007（平成19）年4月には大学院設置基準の改正により、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の制定と公表が義務化されたことへの対応として、各研究科の目的を各研究科規則（資料79 大学院法学研究科規則、大学院経済学研究科規則、大学院人間文化学研究科規則、大学院総合リハビリテーション学研究科規則、大学院栄養学研究科規則、大学院薬学研究科規則、大学院食品薬品総合科学研究科規則、大学院実務法学研究科規則）に定めた。同様に2008（平成20）年4月には各学部の「教育研究上の目的」を学則（資料79 第2条の6）に定めた。

d. 学部、学科、専攻ごとの3つのポリシーの策定

2009（平成21）年4月には、学士課程教育の質の向上を目的として、全学共通の組織である「教育開発センター」（資料79 教育開発センター規則）を設置し、その下に、学部長、教務センター所長、教務センター事務部長、共通教育機構長、共通教育機構副機構長などで構成する「学士課程教育部会」（資料79 教育開発センター規則第5条）を設置して、大学憲章を踏まえた全学共通のディプロマ・ポリシーを策定した。また、各学部においても、学部・学科・専攻レベルで、相互に一貫性のある、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを検討し、2010（平成22）年9月に全学部が策定を終えた。

〈2〉 法学部

a. 法学部では、ディプロマ・ポリシー（教育目標）を設定し、「履修の手引」（資料40 巻頭）に明示している。その上で、法学部生にふさわしいリーガルマインド（法的思考力）や政治学・国際関係の素養を身につけるために、具体的な目的を定めている。

b. ディプロマ・ポリシー

法学部では2009（平成21）年10月13日の教授会においてディプロマ・

ポリシーを以下の通りに決定し、「履修の手引」に明示している。

法学部 ディプロマ・ポリシー（教育目標）

ア. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

イ. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

ウ. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

ｃ. 具体的な目的

その上で、具体的な研究および教育の目標を以下の通り設定している。

ア. 研究

- i. 法化社会・国際化社会に対応する研究を行う。
- ii. 研究成果の公表によって、地域社会・国際社会に貢献・寄与する。

イ. 教育

- i. 大学の学修に対応する基礎的な能力を持つ多様な学生を受け入れる。
- ii. 教養教育においては、広く柔軟性のある能力を身に付けることによって、真理を追究し、個性を尊重し、責任感・倫理観を持つ人材を育成する。それと同時に、専門教育においては、法的素養および国際的素養を身に付けることによって、問題発見、課題解決において、法化・国際化に対応できる人材を育成する。
- iii. 法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材、および、公共的な事柄に関心を持ちうる人材を育成することが法学部の存在意義であると認識する。
- iv. 学生の自主性を尊重しつつ、入学から卒業までの段階においてきめ細かなガイダンスや相談を行うことにより、学生の学修を支援する。

〈3〉 経済学部

経済学部の教育は、「自ら学んで成長する経済人」を育成することを主眼としている。経済学部の教育目的は、経済学の専門知識を身に付け、経済社会で活躍できる人材を育成することである。大学で獲得した「専門知識を主体的に学ぶ」という姿勢を身につけた人間は、自分の力で学習し、独力で成長していけると考える。激動する経済社会のなかでしっかりと成長して行けるように、確固とした土台を構築することを教育指導の基本方針としている。

教育目的を実現するため、学科ごとの目的を次のとおり設けている。経済学科の目的は、現代社会の仕組みを、理論・歴史・実証の観点から体系的に

学び、現代社会に活躍できる人材を育成すること。国際経済学科の目的は、国際経済及び各地域経済事情を体系的に学び、国際社会で活躍できる人材を育成することとしている。

2007（平成19）年度からのコース制導入にともない、各コースが目指す人材を「履修の手引」（資料41）に明示し、学生に周知し、モチベーションを高めるようにしている。

- a. 経済学科現代経済コース：現代社会を理論的・実証的に分析する人材
- b. 経済学科公共経済コース：金融財政の実際的な知識を持った人材
- c. 国際経済学科国際経済コース：グローバルに活躍できる国際的視野を持った人材
- d. 国際経済学科公共経済コース：金融財政の実際的な知識を持った人材

2011（平成23）年度入学生からは、現行の2学科体制から経済学科のみの1学科体制に改組するので、経済学部の教育目的を、新たに、「経済社会の仕組みを理論・歴史・制度の観点から体系的かつ専門的に学び、修得した知識と技能をもって現代社会の発展に貢献できる人材を養成する」と定めた。さらにコースを企業経済、公共経済、総合経済の3コースに改編することを決めた。各コースの教育目的は下記の如くである。

- a. 企業経済コース：現代の企業社会で活躍するために必要な知識と技能を修得する。地域経済や国際舞台で活躍できる企業人を育成する。
- b. 公共経済コース：財政、社会保障、金融などの公的制度や公的諸政策を理解し、公共部門や金融部門で活躍できる技能を身に付けた人材を育成する。
- c. 総合経済コース：企業経済コースや公共経済コースよりも学習領域は広く、両コースの中核部分を総合的かつ包括的に学ぶことができるカリキュラムを提供し、経済社会の多種多様な職種領域において活躍できる人材を育成する。

〈4〉 経営学部

経営学部の目的は現代社会における経営の仕組みおよび行動について体系的に学ぶことである。具体的には、経営・商学分野、会計分野および経営科学分野の基礎的な学修を通して、現代社会で活躍しうる人材を育成することである（資料42 p.109）。

〈5〉 人文学部

建学の精神に則り、「神戸学院大学学則」（資料79 第2条の6の4）において、人文学部の目的、人文学科及び人間心理学科の目的を次のように謳っている。「人文学部の目的は、人間の心理、行動及び文化を学際的に研究し教育することにより、現代社会の大きな変化に対応できうる人材の育成を目指すこととし、学科ごとの目的については次のとおりとする」として、「人文学科の目的は、人間行動及びその文化所産との有機的関連を理解し、幅広い知識及び教養を身につけ、柔軟で的確に対応できる人材の育成をめざすことと

する」こと、人間心理学科では「人間心理学科の目的は、人間の心の基礎的な理解を図るとともに、応用・臨床・実践的心理学の諸方面において積極的に貢献できる人材の育成を目指すこととする」としている。以上を設定したことにより、理念を具体化し、わかりやすく公表することができている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」（資料 44）の中に「総合リハビリテーション学部の教育理念・目的」を下記のように具体的に 6 つの項目について記述している。

- a. クライアントの問題・課題を改善・解決する能力を養う
- b. 豊かな人間性を育み、クライアントとの意思疎通能力と高度な専門的技術を養う
- c. クライアントの身体・精神、社会生活を包括的に理解したうえでリハビリテーションを具体的に実践する能力を養う
- d. 医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科の有機的な連携によるチームワークのもとに、クライアントのニーズに幅広く応え、かつ支援できる能力を養う
- e. 学際領域や地域との連携・協働を通じて実践力を養う
- f. 地域社会と国際社会に貢献できる能力を養う

また、履修の手引の中に「総合リハビリテーション学部の教育目標」の 10 カ条を提示している（資料 44 巻頭）。2010 年（平成 22）度の「履修の手引」からは上記の教育目標をディプロマ・ポリシーと明記し、さらに各学科、専攻ごとのディプロマ・ポリシーを付け加え、同時に各学科、専攻ごとの教育目標を掲載した。

〈7〉 栄養学部

栄養学部の理念・目的は、人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たることを理念としている。従って、食品の成分の食品科学的特性と、体内に入ってから食品成分の代謝、栄養生理機能を切り離すことなく、両者を体系的に結びつけた総合的視野に立った学問体系の確立を計り、かかる学問体系に基づいた人材の育成を教育目標としている。具体的には栄養学部栄養学科では、管理栄養士、栄養士、食品衛生監視員、食品衛生管理者、臨床検査技師の資格が取得でき、2005 年（平成 17 年）から栄養教諭 1 種免許が得られるようになった。しかし、本学科の主たる目的は、管理栄養士の国家試験に合格し、管理栄養士として社会に貢献する有為な人材を育成することにある。2009（平成 21）年度に栄養学部のディプロマ・ポリシー（資料 45）を策定し、学部の理念・目的をこれまで以上に明確にした。

〈8〉 薬学部

大学憲章に掲げた教育基本理念に基づき、薬学部の教育理念を「社会における医療ニーズに応えうる問題解決能力をもった薬剤師の養成」としている（資料 89）。医療技術や医薬品の創製・適用における先端技術の進歩は急速であり、少子化、高齢化による人口構成の変化は医療制度そのものを変質させている。この社会背景のもと、社会は薬学部に対して、信頼できる知識・

技能と医療倫理観を備えた薬剤師、ならびに良質な薬学研究者の養成を求めている。その観点からすれば、本学の教育理念は一定の評価を受けうると考える。また、毎年新入生に対して行っているアンケート調査の結果によれば(資料 90)、大学生生活で期待することとして、「友達や先輩・後輩、先生などの多くの人との出会い」と並んで半数以上の学生が「資格取得の勉強など将来の進路に向けた準備」を挙げている。本学の教育理念は、この薬学部に進学希望する学生の要望を的確に反映したものと評価できる。この理念の達成のために、1) 薬物治療に携わる能力を涵養する、2) 医薬品の適正使用にかかわる問題の提起と解決できる能力を涵養する、3) コミュニケーション能力を自己開発できる人材の育成、4) 地域住民に対する疾病の一次予防に貢献できる人材の育成、5) グローバル社会に対応できる国際感覚をもった人材の育成を目指している。教育は入学前教育、教養教育、薬学導入教育、高度な専門教育を柱とし、入学前教育では化学、生物、数学の通信添削授業を計 6 回行って学力の維持増進を図り、教養教育では文章表現 I, II を優先的に履修するように指導している。薬学導入教育として「薬学の基礎としての化学、生物、物理」で基礎学力の確認、「薬学への招待」、「早期体験学習(前期、後期の 2 回)」、「生と死」等の科目で薬剤師としての使命感、倫理感の発揚を促し、スモールグループディスカッション(SGD)によりより深い意識を植え付けている。また 1 年次において脳死・臓器移植調査、薬剤師の禁煙活動、出生問題、出生前診断、薬害調査、などを行い、さらには、薬害被害者の講演会を開催し、医療倫理教育を行っている。1 年次後期には心肺蘇生法/講習会も行い、日常生活での緊急時に対応できるように教育している。専門教育は講義と演習実習から構成されている。1 年次～4 年次にはそれぞれ演習実習 I～IV を設け、火～金曜日の午後をその時間に当てている。演習実習 I～IV には、講義と連動した実習ばかりではなく、「車椅子体験」や各種調査を通して、薬剤師としての倫理観と使命感を涵養する取り組みを行っている。さらに演習実習には SGD、調査結果の発表や相互評価を取り入れている。また、受動的な講義だけでは十分理解されない知識を定着し深めるために、講義に連動した講義演習をおこない、必要な学識とその応用能力の涵養に取り組んでいる。学生は 4 年次から研究室に配属し、4 年次科目「原著論文を読む」は、研究室単位の少人数クラス(3～16 名)で原著論文講読ならびにゼミ形式による発表をおこない、知識、応用能力、プレゼンテーション能力の育成に取り組んでいる。グローバル社会に対応した薬剤師の育成のため、「海外の薬剤師に学ぶ I～IV」が開設されている。「海外の薬剤師に学ぶ I」はアメリカへの薬学研修で、事前研修から始まってアメリカでの研修(2～3 週間)、報告会、そして成果を薬剤師学術大会や薬学会支部会で発表させている。単なる見学旅行ではなく、各自にテーマを持たせたフィールドワーク的研修である。「海外の薬剤師に学ぶ II～III」は毎年アメリカの薬学部から 2 名の臨床薬学系の教員を招聘し、アメリカの薬学で行われている講義を本学で学べる科目であり、薬剤師の在り方を国際的観点から考えることができる科目である。この

ように、「社会における医療ニーズに応えうる問題解決能力をもった薬剤師の養成」を教育理念として、理念達成のためのカリキュラムを構築している。本年3月に発行された「対決！大学の教育力 p.186～191」(朝日新聞社発行) (資料91)で本学部の初年度教育が6ページにわたり紹介され、高く評価されたのは理念達成の努力の結果である。

〈11〉 法学研究科

本学大学院は、『真理愛好・個性尊重』及び、「生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、生涯にわたり高い専門性を修得できる教育、グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」という建学の精神のもと、あらためて大学院の理念を「社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」(資料79 大学院学則第1条(目的))としている。そして本理念のもとで、法学研究科においては、「法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成すること」(資料79 大学院法学研究科規則 第1条の2)とその教育目標を掲げ、着実な教育活動を行っている。

この教育目標は、人材育成に関わって修士課程として二つの側面を持っている。一つは、現代社会の多様化するニーズに応じて「広い視野に立って深淵な学識を授け、研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担う卓越した能力を養う」(資料79 大学院学則第2条2項(修士課程))ことである。かつ、そのために法学、政治学の分野での最新の知識とその応用を修得させ、教育目標とした専門的職業人や広く国内外、地域社会で活躍しうる法的能力と社会への関心を強く持つ人材として育成することでもある。もう一つは、学士教育で培った問題意識を発展、深化させる再教育の機会という点である。修士課程でのより専門的な「法学または政治学、国際関係法学の分野に関する体系的な教育」によって、修士課程修了後、博士課程への進学を希望する学生に対して、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行う」のに「必要な高度の研究能力」及び「その基礎となる豊かな学識を養う」(資料79 大学院学則第2条第3項(博士課程))ための基盤を養成することである。

博士課程は前述した大学院学則に基づき、法律学・政治学分野の研究職にふさわしい人材として能力、識見に優れた人材の育成を目標にしている。

上記の如く、法学研究科の理念・目的およびそれに応じた人材育成の目標は、法令に則った神戸学院大学大学院学則の趣旨に基づいて定められており、適切なものと思料する。さらに、兵庫県行政書士会との連携講座の実施に見るように、法学研究科の理念、教育目標に沿った教育プログラムへの反映など、理念・教育目標の具体化にも努めている。

また、本学実務法学研究科(法科大学院)新設により、法曹養成という目標を法学研究科の教育目標から除き、高度専門職業人、専門知識をいかした職業

人・社会人の養成と再教育、及び研究者養成という理念、教育目標を再定立したことは、社会的要請に対応した適切なものであった。

〈12〉 経済学研究科

目的は、「経済学および経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有為な人材を育成する。」(資料 79 大学院経済学研究科規則第 1 条の 2) ことであり、大学院は、研究者養成だけでなく、多様なニーズに応えるべく工夫されているという点で、適切に設定されている。

〈13〉 人間文化学研究科

大学院人間文化学研究科規則(資料79 第1条の2)に、「研究科の目的」として以下が明示されている。「研究科の目的は、人間文化学について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的・自立的な研究能力を持つ優れた研究者の育成を目指すものとする。」これについては、現在のところ、適切なものと判断している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

研究科では「医学や医療技術の進歩または社会の制度、現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材の育成と、これからのリハビリテーション領域における教育・研究を担う人材の育成を図っている。」(資料 79 大学院総合リハビリテーション学研究科規則 第 2 条)

その目的として、①リハビリテーション病院、施設等実践の場での部門責任者やリーダーになる高度な専門職業人の育成、②大学、短期大学、専門学校等のリハビリテーション関連教育の教育者の育成、③博士課程への進学をめざし、研究機関及び企業の研究所等での研究者の育成、将来の高度な研究と大学・大学院の教育・研究者の育成を行っている。総合リハビリテーション学研究科は 2009(平成 21)年の設置で現在年次進行中であるが、設置の趣旨の中に大学院修士課程の理念・教育目標、養成したい人材について文部科学省の指導を受けて適切に設定されている。

〈15〉 栄養学研究科

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的としている。その学則をもとに、栄養学について深い知的学識を授けると共にその研究能力を養うこと、またはそれを応用する高度専門職業人を養成することを栄養学研究科の理念・目的と設定した。(資料 79 大学院栄養学研究科規則 第 1 条の 2) 具体的には従来から行われていた大学院生の研究能力の育成に加えて、医療系高度職業人教育を栄養学研究科の目的とした。

〈16〉 薬学研究科

大学院薬学研究科は学部 6 年制の発足をうけて 2010(平成 22)年度から募集停止しているが、その理念・目的は、「医薬品の研究開発又は医療分野で活躍する高度で専門的な職業能力を有する人材育成」(資料 79 大学院薬学

研究科規則 第1条の2)であった。近年薬剤師に求められている高度の臨床薬学分野の発展をうけ、研究科は従来の薬学専攻に医療薬学専攻を加え、更に医療薬学専攻は臨床薬学コースと先進医療薬学コースにわけて、高度で専門的職業能力を有する人材の育成に努めた。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

「栄養学・薬学もしくは関連領域を修めた者が、さらに専門諸分野に立って高度の食品・薬品に関する学際的総合研究を行うに必要な創造的能力の育成を図ると共に、学術水準の向上と国民の健康の保持増進に寄与する高度な専門職業人の養成をする。」と設定されており（資料79 大学院食品薬品総合科学研究科規則 第1条の2）、これまでに本学並びに他大学の大学院修士課程修了者が在学し課程博士取得者を輩出している一方、企業や研究機関等の在籍者も論文博士を取得している。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

a. 構成員への周知方法

本学は大学改革推進プロジェクトの一環としてキャンパス活性化ワーキンググループが中心となり、2006（平成18）年10月から約1年間を費やして大学憲章（資料86）を制定した。制定後、大学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）（資料88）、大学総合案内（資料23）、同英語版（Kobe Gakuin University Prospectus）（資料24）、学生向け広報誌CAMPUS（資料92）に掲載するとともに、学生には毎年4月に配付するStudent Diary（学生手帳）（資料25）の冒頭に明示して、教職員には名札入れに入るリーフレット（資料87）にして、保護者には在学生の保護者で組織する教育後援会が毎年発行する冊子「教育ガイド」（資料26）に明示して、それぞれ周知している。

教育開発センターが発行する「FDCニューズレター」2010（平成22）年度第3号（資料93）に、各学部の3つのポリシーを網羅的に収録して、本学の教職員全員（非常勤講師を含む）に配付して周知している。

「教育ガイド」（資料26）には、大学憲章をはじめ、各学部の教育目標、カリキュラムの特徴などを保護者向けに分かりやすく解説した文章を掲載している。毎年4月から7月にかけて本学および全国に所在する19箇所の支部において、本学から役職者や各学部教員、担当事務職員を派遣して開催する教育後援会支部総会・教育懇談会を通して、在学生の保護者にも周知している。

学部等においても、その教育理念・目標を大学案内（資料21）、学部紹介パンフレット、ホームページの学部・大学院のページ（資料94）などに掲載し、周知している。

b. 社会への公表方法

大学憲章をホームページ、大学総合案内、同英語版（Kobe Gakuin University

Prospectus) に掲載している。学部等においても、その教育理念・目標を大学案内、学部紹介パンフレット、ホームページの各学部のページなどに掲載し、周知している。これらのうち、印刷物は、高等学校の教員及び生徒による大学見学会(2009(平成21)年度の参加者総数1,000名以上)や、夏期休業中に開催しているオープンキャンパスの参加者(2009(平成21)年度の参加者総数6,865名)にも配付している。

なお、2010(平成22)年10月以降にホームページの再編成を実施して大学憲章や各学部の3つのポリシーをホームページ上で具体的に公開する。

〈2〉 法学部

a. 教職員に対する周知

法学部の理念・目的について、履修の手引他において明示されているだけでなく、学部教授会でも新年度にこれらを確認することにより構成員に対する周知徹底を図っている。

b. 学生に対する周知

学生に配付される「履修の手引」(資料40)においてディプロマ・ポリシーが明示されている。また、入学時のガイダンスおよび学期初めのガイダンスにおいても、学部の理念・目的が確認され、周知徹底が図られている。

〈3〉 経済学部

「履修の手引」(資料41)への掲載を通じて、大学構成員には学部の理念・目的を周知しており、特に学生には年2回の履修指導時に学部の理念・目的を説明している。

「大学案内」(資料21)、経済学部「リーフレット」(資料28)、ホームページの経済学部のページ(資料95)において、教育理念・教育目的を公表している。学生に周知するため、履修の手引の冒頭部分に教育目的や指導方針を明記している。

〈4〉 経営学部

理念に対応したカリキュラムを次のように広報している。

- a. 経営学部各教員が執筆した冊子「経営学部案内」(資料29)により、各指導教員が学部学生に理念・目的を説明している。
- b. 経営学部オリジナルサイト(資料97)を通じて社会に経営学部の理念・目的を公表している。

〈5〉 人文学部

人文学部の教育の目的を実現することによって獲得される学力をディプロマ・ポリシーとして「専門知識の獲得と理解」「真の教養力」「社会で有効なリテラシー能力」「統合的な実践的知性」という4つの観点から具体的な達成行動として定めるとともに、人文学部のディプロマ・ポリシーのもとに、人文学科と人間心理学科のディプロマ・ポリシーも人文学部のディプロマ・ポリシーとともに「履修の手引」(資料43)の冒頭に明示している。

また、大学案内(資料21 p.58)やホームページの「学部概要」(資料98)などで社会にも広く告知されている。さらに、附属高校説明会や指定校の学

部を紹介する冊子「おもしろがる学問予告編」（資料 99）を配布し、学部の理念・目的をわかりやすく紹介している。この冊子は入学試験合格者全員にも配布している。オープンキャンパスにおいては別途作成した学部紹介用の資料（資料 31、資料 100、資料 101）を参加者に配布している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」（資料 44）、および、ホームページ（資料 102）に公表しているほか、新セメスターが始まる前に行われるガイダンス（毎年 3 月第 3 週ごろと 9 月第 3 週ごろに実施）、常に履修の手引を使用して説明しており、教員と学生双方が再確認を行っている。さらに、学部設立の基本に立ち戻って考えるとともに、学部設立の理念にしたがってどの程度達成することができたかについて、神戸学院大学総合リハビリテーション学部に係る設置計画書、及び、履行状況報告書をホームページで社会に公表している。

〈7〉 栄養学部

栄養学部栄養学科の目的は、栄養学についての総合的な知識及び技術を修得し、それを実社会において実践できる学士（栄養学）の育成を目指すとともに、優れた管理栄養士を養成することと、栄養学的な視点から健康の維持増進に貢献できる臨床検査技師及び栄養教諭を養成することとしている。この理念・目的・教育目標を、学部広報誌 Good Health（資料 33）や大学案内（資料 21）、刊行物などを通じて広く社会に公表している。また、ホームページの栄養学部のページを通じて周知徹底するように努力している。管理栄養士、臨床検査技師養成に関しては長い伝統があり、数千人の同窓生の活躍に支えられ、近畿圏では高い知名度を有している。今後も教育内容の向上を図るだけでなく、大学の広報機関をフルに活用して学部等の理念、目的、教育目標が学生自身や広く社会に認められるよう努力する。

〈8〉 薬学部

薬学部の教育理念ならびに目標は、「履修の手引」（資料 46 p.36）、薬学部オリジナルサイト（資料 103）に公表されている。年度初めの教務委員による履修指導において、「履修の手引」を全員に配付し、教育理念ならびに目標は繰り返し説明されている。また、新入生保護者を対象に「教育ガイド」（資料 26）を発行しており、このなかで教育理念ならびに目標を紹介し、周知と理解に努めている。ホームページの薬学部のページにおける公開により、教職員及び学生のみならず、受験生や大学関係者等、社会にも公開されている。

〈11〉 法学研究科

法学研究科の教育理念および教育目標は、教員が参加し学部生に対して行われる「大学院説明会」や、広報パンフレットやホームページを通じて広く周知に努めている。オープンキャンパス等多様な機会を通じた入試説明会、新入生・在学生対象の新学期法学研究科オリエンテーション、院生代表懇談会などを通じて周知の機会を確保している。公的刊行物としては年度ごとに作成される「大学院案内」（資料 22）の法学研究科案内部分、そして学内刊

行物として「大学院履修要項」(資料 51)、「教務案内」(資料 61) などがある。

なお、学則以下細則に渡る本学関係規則は、ホームページにおいて本学構成員が閲覧検索可能であり、法学研究科の理念、目的等全てが共有可能となっており、毎年度はじめには、その利用方法につき周知、広報されている。

なお、社会への一般的周知方法として有効なホームページについては、ホームページが全学的管理のもとにあり法学研究科で必要に応じて迅速に内容を更新しにくい課題があったが、情報の連携・共有の迅速化を図るとともに、あわせてホームページの法学研究科のページの充実に力を注ぐことにより、順次、改善が進みつつある。

〈12〉 経済学研究科

大学・学部・研究科等の理念・目的は、ホームページで公表されており、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されている。

〈13〉 人間文化学研究科

毎年、大学院生および教員に配付される「大学院履修要項」(資料 51) に上記の目的を含む「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」が掲載されている。また、ホームページの人間文化学研究科のページ(資料 104)に「研究科の目的」として掲載されている。毎年の大学院生への履修指導にも組み込まれ、周知徹底の態勢はとられている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

研究科については全教員に大学院研究科の設置趣旨、シラバス等を2008(平成 20)年 10 月 27 日付で学部内の全教員へ送ったメールの添付書類として配信している。神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科設置に係る設置計画履行状況報告書(抜粋)をホームページで社会に公表している(資料 105)。また、研究科の目的については、学部広報誌「RE BIRTH Ver. 6」(資料 32 p. 17)で明示している。

〈15〉 栄養学研究科

以下のように周知、公表している。

- a. 構成員に対する周知方法と有効性: 研究科の目的を「大学院履修要項」(資料 51 p. 209)に明記し、毎年履修指導で確認している。
- b. 社会への公表方法は、ホームページの栄養学研究科のページ(資料 106)に研究科の目標を明記している。

〈16〉 薬学研究科

理念の徹底は学部と同様に行っていたが、6 年制薬学を基盤とした大学院設置を申請準備中であり、その新大学院に旧大学院理念を活かしたいと考えている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科の理念・目的は、「大学院履修要項」(資料 51 p. 248)、「大学総合案内」(資料 23 p. 14)、並びにホームページの食品薬品総合科学研究科のページ(資料 107)に掲載され、大学構成員、受験生、社会人に広く公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

a. 過去に行われた検証

近年では、大学改革推進プロジェクト内の「キャンパス活性化ワーキンググループ」〔2006（平成 18）年 10 月～2007（平成 19）年 3 月〕により、本学の基本理念についての検討が行われた。本プロジェクトが提出した答申（資料 108）は、その後、総合企画会議の決議を経て、2007（平成 19）年 10 月に大学憲章の策定に実を結んだ。

b. 現在行われている検証

2009（平成 21）年 12 月、理事会のもとに常設されている経営企画委員会のもとに、法人の中長期計画に係る 3 つのワーキンググループが設置された。①KAC・KPC 2 キャンパス問題、②高校問題、③法人・大学・高校のビジョン、ミッション等の策定、という 3 つのワーキンググループが 2010（平成 22）年 2 月から活動を開始し、特に、「法人・大学・高校のビジョン、ミッション等の策定ワーキンググループ」は 2012（平成 24）年の法人 100 周年に向けて、法人・大学・高校のビジョン、ミッションの策定に着手した。

また、本学の中期計画策定を審議する総合企画会議のもとに 2010（平成 22）年 2 月に設けられた「将来計画検討プロジェクト」では、本学の中・長期計画案の策定が進行中（資料 109）であり、2011（平成 23）年 1 月を目途に総合企画会議に答申書が提出されることが予定されている。

〈2〉 法学部

具体的な課題が生じた際に、定期的に検証を行うこととしている。具体的には、新しいカリキュラムの検証を行うときに、理念・目的の適切性を検証する予定である。

〈3〉 経済学部

経済学部では、1977（昭和 52）年 6 月に教育組織検討委員会を発足させて、この委員会が学部の理念・目的の適切性などを検証してきた。

2002（平成 14）年度からは評議員 2 名、教務委員 2 名、教授会で選ばれた 2 名の合計 6 名から構成される「経済学部活性化委員会」（資料 110）が理念・目的の適切性を定期的に検証している。経済学部の理念・目的を検証し、学科改編、カリキュラムの改正を定期的に行っている。2009（平成 21）年度には 10 回開催し、1 回につき 2 時間程度議論している。

〈4〉 経営学部

理念・目的の検証を、ほぼ 4 年に 1 回行っている。

〈5〉 人文学部

ほぼ 4 年ごとに、カリキュラムの検討を行い、理念・目的とカリキュラムの整合性について検証している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教育目標や修学姿勢－学生版－は、2006（平成 18）年度の「履修の手引」より掲載されるようになった。学部の年次進行が終了した 2009（平成 21）年 4 月から、理念・目的について教育目標（ディプロマ・ポリシー）の観点から検討して 2010（平成 22）年 2 月の教授会で学部共通と各専攻、学科のディプロマ・ポリシーを追加決定した。加えて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーも決定した（資料 44 巻頭、資料 93、資料 79 総合リハビリテーション学部規則）。

〈7〉 栄養学部

定期的開催される教授会で、各分野から問題提起され、年度末に教授会や各種関係委員会で、その年度の理念・目的の適正性の検証を行っている。検証結果に基づき、長所と問題点を整理し、問題点は、改善・改革案を策定している。改善可能なものから次年度に向けて逐次実行している。さらに 学生による授業改善アンケート調査結果（資料 111）を踏まえ、アンケート項目を含めて定期的に改善・改革を行っている。また 管理栄養士並びに臨床検査技師の国家試験合格者（率）を検証し次年度に向けて改善・改革を行っている。

〈8〉 薬学部

学部の理念・適切性については学部内教育改善施策委員会（資料 112）が常設され、理念の適切性とそれを達成するためのカリキュラムの改善に取り組んでいる。また薬学部の自己評価書（資料 113）を毎年発行し、教員全員が毎年カリキュラム面から検証をおこなっている。

〈11〉 法学研究科

理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みとして、法学研究科専任教員を構成員とする「法学研究科委員会」のもとに「法学研究科点検・評価小委員会」が設置されている。当該、点検・評価小委員会は、法学研究科長、法学研究科選出の点検・評価委員（委員会座長）が中心となり、法学研究科委員会から理念・目的・教育目標など付託された事項に関して草案を作成し、法学研究科委員会へ上程し承認を得ることになっている。なお、必要があれば、大学院委員会への報告を行う。

〈12〉 経済学研究科

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っていない。

〈13〉 人間文化学研究科

大学院教育にかかわることのすべてが研究科委員会（人間文化学研究科の全教員参加）や大学院 FD 等（人間文化学研究科の全教員参加）で議論される。理念・目的については、現時点では見直しの議論はしていない。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

研究科修士課程は現在年次進行中であり、研究科博士後期課程は申請中であり、完成年次までは変更することはできない。

〈15〉 栄養学研究科

カリキュラム改正時に、以下の作業を通して理念・目的の検証を行った。

- a. 修士課程の専門教育科目の各教育分野の内容を検証し、シラバスを作成した。それを「大学院履修要項」(資料 51 p.213-227)に明記した。
- b. 修士論文発表会を公開し、出席者に修士論文要旨集を配付して活発な討論を行っている。を通して社会のニーズや研究内容の移り変わりを把握し、カリキュラム改正時にフィードバックを行った。

〈16〉薬学研究科

新設予定の大学院において医療薬学を重視した理念を構築中である。この作業は大学院設置準備委員会が担当している。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科委員会が定期的に年間3回(資料 114、資料 79 食品薬品総合科学研究科規則 第8条の4)、必要であれば臨時に開催され、理念・目的の適切性の検証は行われている。

2. 点検・評価

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

大学の理念・目的は学則、大学院学則(資料 79)、大学憲章(資料 86)に定めるとともに、各学部・研究科の理念・目的は、学則、各研究科規則(資料 79)において定めている。これらの目的は、教育基本法第7条や、学校教育法第83条、大学院設置基準第3条および第4条、専門職大学院設置基準第2条に謳われた大学等の目的を踏まえて制定し、適切に設定されている。また、2009(平成21)年4月に開設した教育開発センター(資料 79 教育開発センター規則)が中心となって、その学士課程教育部会で3つのポリシーの策定を推進し、2010(平成22)年9月に全学部で策定が終わった。(資料 93 FDC ニュースレター第3号)。3つのポリシーの策定にあたって、教育開発センターおよび各学部は、2008(平成20)年3月の中教審「学士課程教育の構築について」(審議のまとめ)および12月の答申を踏まえ、学士課程教育における方針の明確化のため、ポリシー間の一貫性構築にも十分配慮しながら策定しており、3つのポリシーは適切に策定されている。

〈6〉総合リハビリテーション学部

「履修の手引」に提示されているように、目指すべき目標が明確化されていることで、各教員が行う教育の方向の統一をとることができており、学生にとっても、修得すべき項目の理解が容易である(資料 44 巻頭)。基本方針であるクライアントの身体・精神、社会生活を包括的に理解する方針は、教員に理解され、講義等でも、統一された方針で教育を行っている。これまでの卒業生は、上記の教育理念を体得し、現場において優れた専門職として勤務していることもあり、一定の成果が上がっている(資料 115)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

研究科の理念・目的が明確化されていることで、各教員が行う教育の方向の統一をとることができる。学生にとっては、修得すべき項目の理解が容易である。現在のところ、入学してくる研究科学生は、社会人であり、各自の目的をもって入学しており、その各自の目的と大学が考える目的などは必ずしも一致するとは限らないが、専門職の範囲内でも指導者を育成する目的などは、ほぼ、一致している。

〈15〉 栄養学研究科

2005年(平成17年)9月5日の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」(資料116)および2001年(平成13年)9月の栄養士養成施設指導要領(資料117)の改正に基づいて、2008(平成20)年度に栄養学研究科カリキュラム改正を行い、研究科の目的に高度職業人教育を追加した。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

近年、入学者の学力低下ならびに学生間の学力格差が顕著であり、学部の理念・目的の実現可能性が疑わしい点が指摘されている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」(資料44)に提示されている教育理念や教育目標について、教員、学生ともに理念の重要性についての認識が十分でなく、機会のあるたびに理念・目的を提示する必要がある。さらに、学生の日常生活である講義等の受講と単位の取得という目の前の目標のために、大きな理念を日常的に意識することが難しく、最低限度の単位を取得さえすれば良いといった学生がいる。また、医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科の有機的な連携を理念としているが、このことが学生に理解できるような講義等が少ない。現状では、1年次と4年次の最後に共同で受講して実習する機会があるが、1年次は一部を除いて大教室での受講であり、また、すべてが新しい内容についての受講である。4年次では、社会リハビリテーション学科では選択の講義であり、受講する学生が少なく、社会リハビリテーション学科と医療リハビリテーション学科の学生数がバランスのとれた実習となっていない。そこで、1年次学部共通科目「総合リハビリテーション論」で、さらに医療リハビリテーションと社会リハビリテーションの有機的関連性及び、各専門職のチームワークの必要性について徹底して学習しなければならないこともあり、学部の理念の浸透に関して、不十分である。

地域社会に貢献するための考え方や方法論については、教員や学生の各個人に任されており、学部全体として、この方針に沿った活動は行われていないので、このための方向性と目標を明確に示す必要がある。

入学時に外国語能力が低い学生が多いが、学生の中に語学能力を発展させるための時間は、医療リハビリテーション学科ではとることができず、また、

そのために、外国でのリハビリテーションの事情についての情報を得ることが困難である。また、授業の中でそのようなことを学習することができる科目もほとんどない。そのため、国際社会に通用する能力のひとつである外国語能力については、卒業時までには例えば英語を自由に使いこなすことができるようになる学生は少なく、卒業後すぐに国際社会に入って行って、国際的な情勢を見聞し、その成果を利用して国際貢献に生かす能力を修得できる学生は少ない。

〈7〉 栄養学部

管理栄養士養成施設に相応しい栄養士実務者養成分野の教員配置と医系教科の専門教員の補充が必要である。昨年、厚生労働省の査察で指摘を受けた問題点を改善するため学部全教員が担当分野に相応しい教育・研究を遂行する。

専門基礎並びに専門科目担当者は、教員要件だけでなく専攻分野に相応しい査読制度のある研究業績を積み上げることを目標としている。科目担当者に最低限、担当分野の学術論文を1年間に1報以上の作成を義務づけることも目標としている。

〈13〉 人間文化学研究科

理念・目的をさらに明確に発信するためには、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定する必要がある。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2009（平成 21）年以降毎年実施している学生アンケート（資料 118、資料 119）によると、「建学の精神を理解している学生割合」は 2009（平成 21）年度の 22%から 2010（平成 22）年度は 27.9%に増加、「学部・学科の教育理念を理解している学生割合」も 2009（平成 21）年度の 26.6%から 2010（平成 22）年度は 32.6%に増加しており、印刷物やホームページでの広報活動が徐々に成果を上げている（資料 118 p.16、資料 119 p.11）。

〈4〉 経営学部

2009（平成 21）年 4 月から、学生向けに理念・目的を表した冊子「経営学部案内」（資料 29）を新入生全員に配付を開始した。一部の学生に意見を求めたところ評判は概ね良かったが厳密な資料はない。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

新セメスターが始まる前（毎年 3 月と 9 月）に行われるガイダンス時に、「2010 履修の手引」（資料 44 巻頭）を用いて、教員と学生双方が再確認を行っている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

メールの添付ファイル形式で、設立申請書類などを研究科担当の全教員に

送付してあるので、関係するすべての教員は手元にその書類の電子ファイルを持っており、必要があれば、すぐに参照することができる。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 学生が高度な知識、技術を持った管理栄養士、臨床検査技師を目指して大学院に入ってくるようになった。
- b. 2010年度（平成22年度）入学試験では学外からの受験者が増えた。2009（平成21）年度入学試験では0名だったが、2010（平成22）年度入学試験では5名の学外からの受験者があった。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

学部の理念・目的を社会に周知させるために、経済学部オリジナルサイト（資料96）を2009（平成21）年度にリニューアルし、経済学部「リーフレット」（資料28）を2008（平成20）年度、2009（平成21）年度に発行したところである。2011（平成23）年度入学生から適用するカリキュラムを改正したので、本学部の新しい取組や魅力をより効果的にアピールできるようにすることが必要である。

〈4〉 経営学部

具体的な効果を把握する必要がある。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生は目的の重要性についての認識が低いので機会のあるたびに目的を提示する必要がある。学部の目的は、「履修の手引」の冒頭に掲載されているが、ガイダンスの時を除いては、参照して読む機会が少ない。さらに、具体的な表現が少なく、臨床実習などへ行ったときに、明記されている目標を活用できない場合がある。普段からこれらの目標提示を行っても、目の前に障がい者や患者がいないため、日常の目的とすることが困難である。

国際社会に通用する能力のひとつである外国語能力については、例えば英語を自由に使いこなすことができる学生は少なく、卒業後すぐに国際社会に入って行って、国際的な情勢を見聞し、その成果を利用して国際貢献に生かす能力を持った学生は少ない。

〈7〉 栄養学部

時代に対応した内容に合致しているか、常に検証することが必要である。

学部内に自己点検評価制度を導入し、日常的に教員間で切磋琢磨する体制を確立する必要がある。教職員及び学生にさらに周知される努力が必要である。学部全体として取り組む体制を整備する必要がある。一方、社会貢献に役立つ具体策を企画する。教員一人一人が教育・研究・社会活動など自己点検・評価が継続的に取り組む体制を構築する必要がある。

日常業務の中で適切性を定期的に検証する組織が必要である。栄養学部内

に自己点検・評価制度を導入することを計画している。教員一人一人が毎年、自ら検証することが重要である。

年度末に各教員が1年間の教育・研究を検証する体制を整備することが必要である。

〈8〉 薬学部

「履修の手引」(資料46)、「教育ガイド」(資料26)、ホームページなどには学部の理念と目的が明記されているが、受験生向けに配布されている「大学案内」(資料21)には脱落している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類などのなかで、理念や目的に相当する部分についても、「理念」、「目的」というタイトルをつけておらず、設立申請の書類の中に記載されている内容から判断しなければならないために、読み取りが多少難しい所がある。ホームページに掲載されている大学院研究科の設置趣旨に関する書類についても同様で、学部と同様に、「理念」、「目的」などと、分かりやすく表現されていない。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

ディプロマ・ポリシー「履修の手引」(資料40)の策定によって、学部の理念・目的に対する検証が十分にされるようになったとともに、今後の検証の際の指針となっている。

〈3〉 経済学部

経済学部活性化委員会(資料110)を通じて、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)のPDCAサイクルは有効的に機能している。

学部内に、教育目的実現に向けた団結力が形成されている。

〈5〉 人文学部

カリキュラム改編時に議論を繰り返すことにより、教員間での周知徹底が行われている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

必要に応じて更新や追加、あるいは、記述の明確化などの改定を行っており、社会情勢の変化、入学学生の変化に対応して、すでに数回の内容の改定、追加を行っている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

現代社会で実際に活躍しうる人材育成をより具体化する必要がある。検証において、就職活動の早期化に対応したキャリア教育の充実が必要であることがわかった。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教員、学生とも理念・目的の重要性についての認識が低いので意識改革をめざす必要がある。また、機会のあるたびに理念・目的とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整合性を再検討する必要がある。すなわち、時間の経過と社会の変化に伴い、整合性が低下することが考えられることから、不定期であったとしても、たびたび見直しを行う必要がある。

〈15〉 栄養学研究科

カリキュラム改正時に理念・目的の検討を行ったが、年度ごとに理念・目的を検証する組織が必要である。

〈16〉 薬学研究科

定期的な検証は実施されていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

現在、理事会のもとに設置された経営企画委員会で、法人・大学・附属高等学校のビジョン、ミッションを策定する作業が進行している。同時に、総合企画会議のもとに設置された将来計画検討プロジェクト(資料 109)では、経営企画委員会と随時調整し、大学の中・長期計画の立案が進行している。本学の長期ビジョンとそれに基づく中・長期(10年程度)の行動計画の策定の過程で、本学の理念・目的の検討と再構成も行っている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教員は日常から教育の理念・目的を再確認し、教員相互間でそれを共有できるようにし、臨床現場における方向と一致しているかを常に検証を繰り返す。

ガイダンスが行われるときに、教員も学生も理念・目的を再確認し、そのために何をすることが重要であるかについて、各自が考えることにしている。学生にとって単位修得は必要最低限の基準であるが、これを目標とするものではないことを再確認している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

完成年次以降にそれまでの入学生、卒業生の状況などを勘案して見直しを行っている。

〈15〉 栄養学研究科

理念・目的は適切に設定されているが、内容をさらに充実させる。さらに効果をあげるための方策として、実務系教員の追加採用や、理念・目的に沿

った教員の研究、教育および社会活動を充実させている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

入学者の学力低下ならびに学生間の学力格差が顕著である点については、入学者選抜、カリキュラム再編などの作業と関連付けた十分な検証が必要であるところ、現在、法学部では入試プロジェクトおよび初年次教育プロジェクト（資料 120）を立ち上げ、以上の諸点についての見直しを行っている。そこでは、学部の実情に関する現状認識をすることにより、理念・目的の実現のために、入試制度の在り方および教育プログラムの見直しを行っているところである。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科はチーム医療・福祉にとって必要な資源であることを確認して、両者ともに必修である1年時の「総合リハビリテーション論」で徹底して学習するものとする。学生のニーズをふまえながら、よりよい授業内容を2011（平成23）年度にむけて再検討する。地域社会に貢献するための考え方や方法論については、それを体験的に学習することを推奨し、学生ボランティア活動支援室（資料 79 ボランティア活動支援室規程）の有効利用を進める。

〈7〉 栄養学部

専門基礎並びに専門科目担当者について、最低限、担当分野の学術論文（英文、和文）を1年間に1報以上の作成を義務づけることも目標としており、この履行は、大学発展にとって極めて重要であり、教員互いの検証によって、相らに向けた発展の方法として、実行することである。

〈13〉 人間文化学研究科

可及的速やかにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定を行う。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2010（平成22）年内を目途に、ホームページを再構成して、本学の全学レベルおよび学部・研究科レベルの理念・目的とそれを達成するための具体的な方策を分かりやすく発信する。情報公開法の施行に合わせる形でこれを実施する。

〈4〉 経営学部

冊子「経営学部案内」（資料 29）を通じて教員が学生へ説明することで、

同時に教員も理念・目的の具体的な理解が進む。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

新セメスターが始まる前に行われるガイダンス時(毎年3月と9月に実施)に、「履修の手引」を用いて、教員と学生双方が再確認を行う。そのときに、障がい者や患者のニーズに対して、理念・目的がどのようにつながっているのかについて理解する。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

今後とも、関係書類は全教員に対して送付し、現況に対して共通の認識を持つとともに、必要に応じて、すぐに参照できるようにする。

〈15〉 栄養学研究科

さらに効果をあげるための方策は以下の通りである。

- a. 学部オープンキャンパスと同時に大学院の説明会も開催し、理念・目的をさらに周知させる。
- b. 受験生に対してだけでなく、一般の方々向けのホームページを開設する。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

改善する方策については、2011(平成23)年度入学生から適用するカリキュラム改正に対応して、ホームページの経済学部のページをリニューアルするとともに、経済学部「リーフレット」(資料28)を改訂して、受験生や社会に効果的にアピールする。さらに学外へ情報を発信する媒体を利用して、周知を徹底する。

〈4〉 経営学部

冊子「経営学部案内」(資料29)に関して調査することにより学生への理念・目的の公表効果を調べる。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

ガイダンス時以外、例えば学外実習に出る前などに専任教員、学生ともに周知するように努める。また、医療リハビリテーション学科科目「リハビリテーション英語」の充実を再検討する。

〈7〉 栄養学部

社会貢献に役立つ具体策を企画し、各教員が教育・研究・社会活動など自己点検・評価が継続的に取り組む体制を構築する必要があると上で述べたが、一部の教員はTV、ラジオ、新聞などのマス・メディアで大いに活躍しているが、学部全体で見た場合は、未だ十分とは言えず、将来に向けた発展方法として、競争原理を導入して、社会発信力の涵養を図る。

〈8〉 薬学部

受験生に対する周知を徹底するために、次年度の大学案内に理念・目的を

明記する。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

ホームページに掲載されている書類についても、学部と同様に、「理念」、「目的」などと分かりやすく表現した、独立した文書とする。研究科への入学を希望する者は事前に教員に相談を行うこととなっているが、そのときの説明資料に研究科の理念・目的を加える。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

今後のカリキュラム改編などにおいてもディプロマ・ポリシーに沿って継続して議論を行っていく。

〈3〉 経済学部

さらに効果を上げるために、今後も経済学部活性化委員会を通じて、経済学部の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っていく。

〈5〉 人文学部

定期的な検証を引き続き行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教育理念・教育目標を年2回のガイダンス時において、学生に定期的に説明しているが、その際、問題点等の検証の機会にしている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

キャリア教育の導入を理念・目的に盛り込む。理念・目的における人材育成を具体化する教育を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

不定期であっても、たびたび理念・目的が社会情勢の変化や入学学生の変化に対応しているかどうかについて議論を繰り返し、必要があれば内容の改定、追加を行う。これからも社会情勢の変化、入学学生の変化に対応してカリキュラム変更時に改定、追加を行う。

〈15〉 栄養学研究科

研究科の施設、研究・教育内容について簡便にまとめた冊子を定期的に作成する。その過程で研究科の理念・目的の適切性について議論、検証を行う。

〈16〉 薬学研究科

新設予定の大学院の研究科委員会において、医療薬学を重視した理念・適

切性について定期的に検証を実施する。

4. 根拠資料

- 資料 21 - 「神戸学院大学大学案内 2011」
- 資料 22 - 「神戸学院大学大学院案内 2011」
- 資料 23 - 「神戸学院大学総合案内 2011」
- 資料 24 - 「Kobe Gakuin University Prospectus (神戸学院大学総合案内 英語版)」
- 資料 25 - 「2010 Student Diary (学生手帳)」
- 資料 26 - 「2010 教育ガイド」
- 資料 28 - 「経済学部リーフレット」
- 資料 29 - 「経営学部案内 2010」
- 資料 31 - 「人文学部人間心理学科 社会参加する心理学」
- 資料 32 - 「総合リハビリテーション学部広報誌 RE BIRTH」
- 資料 33 - 「栄養学部広報誌 Good Health」
- 資料 40 - 「履修の手引 2010 法学部」
- 資料 41 - 「履修の手引 2010 経済学部」
- 資料 42 - 「履修の手引 2010 経営学部」
- 資料 43 - 「履修の手引 2010 人文学部」
- 資料 44 - 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」
- 資料 45 - 「履修の手引 2010 栄養学部」
- 資料 46 - 「履修の手引 2010 薬学部」
- 資料 51 - 「大学院履修要項」
- 資料 61 - 「教務案内」
- 資料 79 - 「神戸学院大学学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院経済学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院薬学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

- 資料 79 - 「神戸学院大学実務法学研究科（法科大学院）規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学ボランティア活動支援室規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 86 - 「神戸学院大学憲章」
- 資料 87 - 「大学憲章リーフレット」
- 資料 88 - 「大学公式ホームページ」（[URL:http://www.kobegakuin.ac.jp/](http://www.kobegakuin.ac.jp/)）
- 資料 89 - 「薬学部オリジナルサイト -薬学教育シラバス 2009-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/~pharm/syllabus/2009-1.html>）
- 資料 90 - 「薬学部教授会資料（2009年5月11日）」
- 資料 91 - 「対決！大学の教育力（抜粋 p.186-191）」
- 資料 92 - 「CAMPUS vol. 158」
- 資料 93 - 「FDC ニュースレター 第3号」
- 資料 94 - 「大学公式ホームページ -学部・大学院のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/index.html>）
- 資料 95 - 「大学公式ホームページ -経済学部のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/economics/index.html>）
- 資料 96 - 「経済学部オリジナルサイト」
（<http://www.eb.kobegakuin.ac.jp/~keizai/v01/index.html>）
- 資料 97 - 「経営学部オリジナルサイト」
（<http://www.ba.kobegakuin.ac.jp/~ba/top.html>）
- 資料 98 - 「大学公式ホームページ -人文学部のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/humanities/index.html>）
- 資料 99 - 「おもしろがる学問予告編」（オープンキャンパス用資料 2010）
- 資料 100 - 「神戸学院大学人文学部人文学科（オープンキャンパス用資料 2010）」
- 資料 101 - 「人文学部（オープンキャンパス用資料 2010）」
- 資料 102 - 「大学公式ホームページ -総合リハビリテーション学部のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/rehabili/index.html>）
- 資料 103 - 「薬学部オリジナルサイト」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/~pharm/>）
- 資料 104 - 「大学公式ホームページ -人間文化学研究科のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/culture.html>）
- 資料 105 - 「大学公式ホームページ -大学概要のページ-」

- (http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti_reha_daigakuin.html)
- 資料 106 - 「大学公式ホームページ - 栄養学研究科のページ-」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/eiyou.html>)
- 資料 107 - 「大学公式ホームページ - 食品薬品総合科学研究科のページ-」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/food.html>)
- 資料 108 - 「大学改革推進プロジェクト中間答申『神戸学院大学の基本理念』」
- 資料 109 - 「総合企画会議 2009 年度第 13 回配付資料」
- 資料 110 - 「経済学部活性化委員会開催記録」
- 資料 111 - 「学生による授業改善アンケート調査報告書」2009（平成 21）年度後期調査（第 20 回）
- 資料 112 - 「薬学部内教育改善施策委員会」
- 資料 113 - 「薬学部オリジナルサイト内 - 自己評価 21 報告書-」
(http://www.kobegakuin.ac.jp/~pharm/self/jikohyoka_v2.pdf)
- 資料 114 - 「食品薬品総合科学研究科課程博士審査手順フローチャート」
- 資料 115 - 「2010 年 3 月卒業生進路一覧」
- 資料 116 - 「中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo0/toushin/05090501/021.htm)
- 資料 117 - 「栄養士養成施設指導要領」
- 資料 118 - 「学生アンケート集計結果 2009 年度」
- 資料 119 - 「学生アンケート集計結果 2010 年度」
- 資料 120 - 「法学部 2010 年度学内委員・学部内役割分担一覧」